

議案第 84 号

大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「105」を「108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、使用期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表使用料の欄に定める金額に、当該使用期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、使用期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表使用料の欄に定める金額に、当該使用期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の<u>105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、公共用物の使用料について改正をするものです。

2 改正の概要

消費税及び地方消費税の課税対象となる使用期間が1月未満のものについての使用料の計算について、税率を8%とします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。